

お知らせ

4月1日から区の組織の一部が変わります

区政に対する新たな課題に対応するため、次のとおり組織改正を行います。

子ども応援課の設置

子ども・若者育成支援推進法に基づき、各種施策に取り組みたいきます。

障害者施策推進担当課長の設置

障害者施策をより一層推進してまいります。

児童相談所設置担当課長の設置

児童相談所の設置に向けて、区の体制を整えてまいります。

放課後子ども総合プラン推進担当課長の設置

学童保育クラブとわくわくチャレンジ広場事業をより一体的・連携して実施してまいります。

交通計画担当課長の設置

交通関連の施策をより一層推進してまいります。

担当課 政策企画課

☎(5654)8185

男性向けワーク・ライフ・バランス啓発冊子作成委員を募集します

作成した冊子は、平成29年度中にウイメンズパルなどで配布します。

【対象】 区内在住で、月々金曜日の夜間または土・日曜日の日中2時間程度の会議に出席できる20～50歳の男性5人

【期間】 6～11月(予定)

【会議開催数】 5回程度
【謝礼金(1回)】 7千円

【申込方法】 所定の申込書と論文「仕事と家庭生活の両方を充実させるために、あなたが実践していることと必要だと考えること(1200字程度・様式自由)を、4月19日(水)(必着)までに持参か郵送。

申込書は区ホームページからも取り出せます。ご希望の方には申込書を郵送しますので、お問い合わせください。

【選考方法】 書類選考の上、5月28日(日)(予定)に面接。
【申込書配布・申し込み・担当課】
〒124-0012立石5-27-1ウイメンズパル内人権推進課
☎(5698)2211

家内労働の委託をしている事業主の方へ
家内労働者へ仕事(内職など)を委託している事業主は、家内労働「委託状況届」を4月30日(日)までに提出してください。
詳しくはお問い合わせください。

【提出・問い合わせ】
向島労働基準監督署
(墨田区東向島4-33-13)
☎(5630)1031
【担当課】 産業経済課

葛飾区育児休業代替任期付職員を募集します
福祉Ⅱ類
【職務】 保育士・児童指導員
【募集人数】 10人程度
【対象】 平成29年7月1日までに生まれ、次のいずれかに該当する方

▽保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方(平成29年6月30日までに登録見込みの方を含む)
▽児童指導員の資格を有する方(平成29年6月30日までに資格取得見込みの方を含む)
【勤務場所】 区立保育園・児童館
【職務】 保健師
【募集人数】 若干名
【対象】 平成29年7月1日までに生まれ、保健師の資格を有する方(平成29年6月30日までに資格取得見込みの方を含む)
【勤務場所】 保健所、保健センターなど
いずれも
【採用予定時期】 平成29年7月1日以降
【任期】 おおむね6カ月以上3年未満(職員の育児休業期間による)。
【選考日・選考方法】 5月13日(土)(予定)
課題式作文・面接
【募集要項】 申込書配布場所
4月5日(水)から次の場所で配布します。
人事課、人材育成課(立石5-27-1ウイメンズパル内)、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、学び交流館
区ホームページからも取り出せます。
【申込方法】 所定の申込書と返信用封筒2枚(82円切手貼付・宛先記入)を、4月24日(月)・25日(火)のいずれかに持参、または4月25日(火)(必着)までに簡易書留で郵送(封筒に「任期付職員採用選考申込書在中」と朱書き)。
【申し込み・担当課】
〒124-8555葛飾区役所人事課(区役所内郵便局上)
☎(5654)8151

【申し込み・担当課】
〒124-8555葛飾区役所人事課(区役所内郵便局上)
☎(5654)8151

東京都子育て支援員研修受講者を募集します
保育や子育て支援分野の各事業に従事する際に必要な知識や技術などを修得するための養成研修です。
募集人員や内容など、詳しくは申込要領または東京都福祉保健財団ホームページ、都ホームページをご覧ください。
【対象】 都内在住・在勤で子育て支援員としての従事を検討している方
【申込要領・申込書配布場所】 4月7日(金)から子育て支援課(区役所4階401番)で配布します。
東京都福祉保健財団ホームページまたは都ホームページからも取り出せます。
【申込方法】 所定の申込書を、簡易書留で4月25日(火)(消印有効)までに郵送(多数抽選)。
【申し込み・問い合わせ】
〒163-0719新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル19階
(公財)東京都福祉保健財団人材養成部福祉人材養成室・子育て支援員担当
☎(3344)8533
【担当課】 子育て支援課

国民健康保険に加入している方へ

【担当課】 国保年金課 ☎5654-8210

平成29年度国民健康保険料の計算方法が決まりました

平成29年度保険料の計算方法は下表のとおりです。平成28年中の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から、基礎控除額33万円を差し引いた金額(旧ただし書き所得)を基に計算します。

平成29年度の国民健康保険料決定通知書兼納入通知書などは6月13日(火)に送付予定です。

あなたの世帯の年間保険料	医療分保険料 (基礎賦課額) 賦課限度額は54万円	支援金分保険料 (後期高齢者支援金等賦課額) 賦課限度額は19万円	介護分保険料 (介護納付金賦課額) 賦課限度額は16万円
	所得割額 加入者全員の旧ただし書き所得の合計 × 7.47%	所得割額 加入者全員の旧ただし書き所得の合計 × 1.96%	所得割額 該当者全員の旧ただし書き所得の合計 × 1.46%
	均等割額 38,400円 × 加入者数	均等割額 11,100円 × 加入者数	均等割額 15,600円 × 該当者数

※介護分保険料は、40歳以上65歳未満の国保加入者(介護保険第2号被保険者)を対象に計算します。
※前年の総所得金額等が一定基準以下の世帯の均等割額は、7割・5割・2割軽減して計算します。
(均等割額の軽減判定をするためには、住民税の申告が必要です)

平成29年2月の国民健康保険料を特別徴収(年金天引き)で納めた方へ

平成29年4・6月の特別徴収(年金天引き)は、平成29年2月の特別徴収額と同額を仮徴収します。

8月からは、6月に決定する平成29年度の年間保険料額から4・6月の特別徴収額を差し引いた金額を、8月～平成30年2月の年金で納めていただきます。

口座振替に切り替えることもできます。手続き方法など、詳しくは国保年金課(☎5654-8210)へお問い合わせください。なお、世帯主の方が平成29年度中に75歳になる場合は、普通徴収(口座振替や納付書によるお支払い)となります。

ゴーヤの種を差し上げます

強い日差しを防ぐ緑のカーテンを作りませんか。

【日時】 4月10日(月)午前8時30分から各配布場所先着200袋。無くなり次第終了。

【配布場所】 環境課(区役所4階410番)、金町区民事務所(東金町1-22-1)、新小岩北区民事務所(東新小岩6-21-1)

【担当課】 環境課 ☎5654-8227

広告 内容については広告主にお問い合わせください。

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ、一人で悩まずに無料相談をご利用ください。

B型肝炎訴訟(給付金請求)について

無料電話相談 **無料来所相談**

完全予約制 ☎0120-013-621 9:00~18:00 **随時受付中**

弁護士 饗庭亨一「あいば こういち」東京弁護士会所属 登録番号35029

弁護士法人 プレシャス 東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A
【営業時間】 平日 9:00~18:00 弁護士 饗庭亨一
☎TEL 03-5363-6333 ✉E-mail: info@precious-law.jp
☎FAX 03-5363-6334 ☎http://precious-law.jp/

葛飾柴又の塗装屋さん

地元で創業30年。気軽にご相談! 迅速な対応! 地元だから顔が見えて安心!

外壁塗装

屋根 外壁 木部 鉄部

見積無料

国家資格取得者が直接施工・管理致します

株式会社 **たつみ住研**
0120-973-877
葛飾区柴又5-31-15
mail: info@tatumi-j.co.jp
http://www.tatumi-j.co.jp